

安平町地方創生推進事業業務委託  
プロポーザル実施要領

平成31年3月

安平町 地域推進課

安平町 教育委員会事務局

安平町地方創生推進事業業務委託  
プロポーザル実施要領

**1. 業務名**

安平町地方創生推進事業業務委託

**2. 趣旨**

この実施要領は、安平町地方創生推進事業業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、高度な創造性、専門的な技術及び分析能力、そして豊富な知見を有する事業者等を選定するために必要な事項を定めるものとする。

**3. 実施内容等**

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務内容  | 安平町地方創生推進事業業務委託仕様書のとおり  |
| (2) 業務期間  | 契約締結日から2020年3月31日まで   |
| (3) 提案上限額 | 12,944,000円（消費税額を含む。（4）①から③の合計額）  |
| (4) 事業費内訳 | ①遊育推進事業 4,260,000円<br>②学びサポート事業 5,724,000円<br>③クラウドファンディング推進事業 2,960,000円 |

**4. 受託候補者の選定**

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、安平町地方創生推進事業業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

**5. 受託候補者の要件**

次の要件を全て満たし、当該業務に熱意を持ち、安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 平成29・30年度の安平町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成18年安平町告示第15号）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 安平町暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年安平町条例第17号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び道税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 教育関係団体が発注する教育・子育てに関する業務、クラウドファンディングに関連するコンサルティング業務に関わる業務の受注実績を有する者であること。
- (8) 業務遂行のために、積極的かつ柔軟に対応できる者であること。
- (9) 当該委託業務は、単独又はコンソーシアムでのプロポーザルを認める。なお、コンソーシアムで提案する場合は、委託事業全体の取りまとめを行う代表企業を定めることとし、その他コンソーシアムを組む構成員全てが、(1) から (8) の要件を満たしている者であること。また、代表企業は、構成員との調整を行うとともに、本町との協議において窓口となること。

この場合、契約は代表企業と町の2者契約となる。

## 6. スケジュール

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 実施要領等の告示    | 平成31年3月1日（金）            |
| (2) 質問書提出期間     | 平成31年3月1日（金）から3月8日（金）まで |
| (3) 質問回答        | 平成31年3月11日（月）までに随時回答    |
| (4) 提出意思確認書提出期限 | 平成31年3月14日（木）           |
| (5) 企画提案書提出期限   | 平成31年3月29日（金）           |
| (6) プレゼンテーション   | 平成31年4月3日（水）予定          |
| (7) 審査結果通知      | 平成31年4月上旬（別途通知）         |
| (8) 見積書の提出      | 平成31年4月上旬（別途通知）         |
| (9) 契約書の締結      | 平成31年4月上旬（別途通知）         |

## 7. 提出意思確認

提案書の提出意思がある場合は、期限までに提出意思確認書（様式第1号）及び類似業務の会社実績（任意様式）を提出すること。

コンソーシアムを組み複数企業にて提案する場合には、様式第1号（共同事業者用）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成31年3月14日（木）午後5時必着（土・日・祝祭日は除く）
- (2) 提出方法 1部を持参又は郵送

## 8. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点があるときは、次により任意書式で作成した質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、回答が整いしだい速やかに行うものとし、質問回数は最大で2回までとする。

(1) 提出期限 平成31年3月8日(金)午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

(2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール(sk-kyouiku@town.abira.lg.jp)

※電話及び口頭での質問には応じない。

(3) 回答方法 質問に対する回答は、受け付けた質問の要旨とその回答を郵送又は電子メールにより行う。また、公平性を確保する観点から、安平町ホームページへ掲載する。

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

提出意思確認書を提出した者は、期限までに企画提案書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して提出すること。

提出書類	説明等
① 業務の実施体制	・当該業務の実施体制(配置人数、管理体制、役割)など
② 主な業務実績・経歴	・類似業務の会社実績及び管理技術者又は担当技術者の業務実績など ◇野外活動の実施並びに支援など及び児童を対象とした事業実績 ◇学習環境の組成をはじめとする社会教育事業実績 ◇寄付型および購入型クラウドファンディングの組成に関する事業実績
③ 企画提案資料	・提案については「遊育推進事業」「学びサポート事業」「クラウドファンディング推進事業」に区分し、仕様書で示したそれぞれの業務内容を踏まえ、企画提案の基本的な考え方や方針を示すこと。 【遊育推進事業】 ◇企画提案の基本的な考え方や方針 ◇野外活動の場所と実施形態(プレーパーク他)及び協力団体の有無(有る場合は具体の団体名等) ◇外遊びの児童への提供方法例示 ◇想定対象者及び受益者負担の考え方 ◇活動内容とその頻度の例示 ◇地域の遊び場づくり支援団体との連携方法例示 ◇活動に対する補償内容の想定 ◇CFCI(特に児童参画)に対する考え方 ◇CFCIイベントの開催手法 ◇ご提供いただく情報発信コンテンツの内容及び独自の情報発信手法 ◇地域おこし協力隊員との連携手法

	<p>◇本事業を当町に定着させる将来的な提案</p> <p>◇委託期間終了後の事業評価手法</p> <p><b>【学びサポート事業】</b></p> <p>◇企画提案の基本的な考え方や方針</p> <p>◇学びサポート(自学・自習スペース)の提供方法</p> <p>◇青年層に対する学習機会の提供方法</p> <p>◇社会教育事業との連携(企画運営・講師コーディネート)手法</p> <p>◇社会教育事業体系の精査への関わり方</p> <p>◇本事業を当町に定着させる将来的な提案</p> <p><b>【クラウドファンディング推進事業】</b></p> <p>◇企画提案の基本的な考え方や方針</p> <p>◇クラウドファンディング事業の普及啓発の手法</p> <p>◇プロジェクトの発掘方法</p> <p>◇クラウドファンディング組成のサポート方法</p> <p>◇クラウドファンディング対応型コミュニケーションサイトの開設方法</p> <p>◇関係機関(商工会、町内金融機関等)の連携方法</p> <p>◇本事業を当町に定着させる将来的な提案</p>
④ 業務工定表	・委託期間内の工程及びスケジュール提案について記載すること。
⑤ 参考見積書	・提案額の規模(消費税額含む)の範囲内で、業務委託料の見積金額を記載するとともに、業務内容(「遊育推進事業」「学びサポート事業」「クラウドファンディング推進事業」)に示された業務に係る経費の積算内訳(数量を含む。)が分かるように作成すること。
⑥ 参考資料	<p>・会社概要(経歴書等)</p> <p>・その他有益可能性のある自由意見の資料など</p>
<p>・書式は任意とする。</p> <p>・用紙は、A4(左横書き)を基本とし(図式等の見やすさを考慮して変更可)とする。</p> <p>・文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とする。</p> <p>・書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に基づくものとする。</p>	

(2) 提出部数

- ①企画提案書(様式第2号) 1部
- ②紙ベース 14部
- ③電子データ(MS Office形式またはPDF形式)

(3) 提出期限 平成31年3月29日(金)午後5時必着(土・日・祝祭日は除く)

(4) 提出方法 持参又は郵送

## 10. 審査

(1) プレゼンテーション実施予定日 平成31年4月3日(水)

## (2) プレゼンテーションの実施について

- ① 企画提案書及び具体的提案企画内容を記載した資料に基づくプレゼンテーションにより、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。
- ② プレゼンテーションの時間は、30分以内とする。なお、プレゼンテーション後は、各提案者に対して質疑応答の時間を設ける。
- ③ プレゼンテーションを行う際に必要な機器は各社で用意すること。なお、スクリーンは安平町で用意する。
- ④ 審査の結果、評価点数が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ⑤ 選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに通知する。
- ⑥ 選定に関する異議等は受け付けない。
- ⑦ 詳細な日程、実施方法等については、後日参加者へ通知する。

## 11. 評価基準

評価は企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評価事項	配点
①業務の実施体制	・業務責任者等の配置計画及び資格実績について評価する。	10点
②類似業務の実績	・野外活動の実施並びに支援など及び児童を対象とした事業実績、学習環境の組成をはじめとする社会教育事業実績、寄付型および購入型クラウドファンディングの組成に関する事業実績について評価する。	10点
③業務遂行に関する考え方	・本業務の趣旨及び業務内容並びに本町のまちづくりに対する現状理解度について評価する。	20点
④企画提案内容	・計画策定能力及び事業を実現するための構想力について評価する。	35点
⑤業務工程	・的確な業務工程及びスケジュールとなっているか評価する。	10点
⑥プレゼン・ヒアリング	・説明、質問に対する受け答えの的確性・説得力について評価する。	10点
⑦その他	・提案内容に対して見積金額が適正か評価する。	5点
合計		100点

## 12. 留意事項

- (1) 経費負担

提案に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 契約

審査の結果、受託候補者として選定した者と委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

ただし、本業務委託に係る平成31年度当初予算が成立しない場合は、この限りではない。

(3) 秘密の保持

企画提案書については、本要領に基づく受託候補者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性を期するため公開する場合がある。

### 13. プロポーザルの瑕疵

参加事業者の手続き及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、選定委員会で審査を行い、瑕疵が重大または悪質であり、公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

### 14. 提出・連絡先

- (1) 提出先 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地  
安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局社会教育グループ(担当：野村)
- (2) 電話 0145-29-7036 (課直通)

様式第1号

平成 年 月 日

安平町長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

④

提出意思確認書

安平町地方創生推進事業業務委託プロポーザルへの参加を申し込みます。

連絡担当者

氏 名

電 話

F A X

E-mail



平成 年 月 日

安平町長 様

＜代表企業＞住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 ⑩

＜構成企業＞住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 ⑩

提 出 意 思 確 認 書

安平町地方創生推進事業業務委託プロポーザルへの参加を申し込みます。

連絡担当者

代表企業名

氏 名

電 話

F A X

E-mail

※構成企業が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

様式第2号

平成 年 月 日

安平町長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

④

企 画 提 案 書

安平町地方創生推進事業業務委託プロポーザル実施要領及び同仕様書に基づき、関係資料を添付のうえ、企画提案書を提出します。

連絡担当者

所 属

役 職

氏 名

電 話

F A X

E-mail